## トカラ列島近海を震源とする地震により 被災した学生の皆さまへ

(大学院生及び 2020 年 4 月より前に入学した学部学生)

なお、提出書類が期限内に発行されない場合は、学生支援課担当係 (tel: 083-933-5611・mail: ga113@yamaguchi-u.ac.jp) まで連絡してください。

## 【災害救助法適用地域】 別紙のとおり

【提出書類】①罹災証明書

- ②公課証明書
- ③その他の必要書類(以下HPにてご確認ください)

山口大学HP>在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き(入学料、授業料、奨学金、証明書等) >入学料・授業料>令和7年度後期山口大学授業料免除申請のしおり

【対 象 者】 災害救助法適用地域の世帯の学生(大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生) ※災害救助法の適用を受けない地域で同等の災害に遭った世帯の学生、災害救助 法の適用を受ける地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生も含みます。

【申 請 期 間】 <u>令和7年7月28日(月)~8月22日(金) 9:00~17:00</u> ※土日祝及び一斉休業期間中(8/12~8/18) は受付対象外となります。

【申 請 場 所】 (吉田地区) 学生支援課経済支援係

(小串地区) 医学部学務課教育・学生支援係

(常盤地区) 工学部学務課学生係

また、日本学生支援機構の奨学金については、緊急採用の募集がありますので、詳細はHPにてご確認ください。

山口大学HP>在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き(入学料、授業料、奨学金、証明書等)>奨学金>その他の奨学金の募集(地方自治体、民間等)

## 山口大学学生支援課経済支援係

T E L: 083-933-5611 (授業料免除に関すること) T E L: 083-933-5165 (奨学金に関すること)

e-mail: ga113@yamaguchi-u.ac.jp

トカラ列島近海を震源とする地震による災害救助法第1条第1項第4号による災害救助法適用地域

鹿児島県 法適用日:令和7年7月3日

鹿児島郡十島村